

埼玉県告示第二百二十号

告 示

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ぜる。

令和二年三月十七日

埼玉県知事 大野元裕

一 実施の目的

- イ 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、牛ウイルス性下痢・粘膜病及び牛白血病、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、蜜蜂の腐蛆病並びに豚のオーエスキーカ病及び豚繁殖・呼吸障害症候群の発生の予防
- ロ 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱、豚の豚熱及びアフリカ豚熱並びに家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ 一のイに係る検査

(1) ブルセラ病、結核病及びヨーネ病

県内で飼育している牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。五のイにおいて「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 伝達性海綿状脳症

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(3) 牛ウイルス性下痢・粘膜病及び牛白血病

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(4) 馬伝染性貧血及び馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(5) 腐蛆病^そ

県内で飼育している蜜蜂でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(6) オーエスキーア病及び豚繁殖・呼吸障害症候群

県内で飼育している豚でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

口 一の口に係る検査

(1) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 豚熱及びアフリカ豚熱

県内で飼育している豚でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(3) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において実施の対象となる家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ病、結核病、ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症

省令別表第一に定める方法

口 牛ウイルス性下痢・粘膜病

(1) 中和試験検査

(2) その他の検査

ハ 牛白血病

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

二 馬伝染性貧血

(1) エライザ法による検査

(2) 寒天ゲル内沈降反応検査

(3) その他の検査

ホ 馬パラチフス

(1) 凝集反応検査

(2) その他の検査

ヘ 腐蝨病

(1) 臨床検査

(2) その他の検査

ト オーエスキード病

(1) エライザ法による検査

(2) ラテックス凝集反応検査

(3) その他の検査

チ 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

リ アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行

熱 中和試験検査

(2) その他の検査

ヌ 豚熱 臨床検査

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

ル アフリカ豚熱 臨床検査

(1) その他の検査

(2) その他の検査

ヲ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
ウイルス分離検査

(1) 血清抗体検査

(2) その他の検査

六

その他

実施に関する細目については、実施の対象となる家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。